
4 5 2 2. 搬出確認登録（一般）

業務コード	業務名
OUT 1 1	搬出確認登録（一般）呼出し
OUT	搬出確認登録（一般）

1. 業務概要

保税蔵置場または他所蔵置場所に蔵置されている貨物の搬出を行う。

(1) 「搬出確認登録（一般）呼出し（OUT11）」業務の場合

保税運送情報から搬出確認を行うAWB番号を呼び出す。

(2) 「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務の場合

蔵置場所から搬出口への搬送指示情報及び蔵置料の請求書・領収書・計算書情報の作成等を行う。

なお、本業務により取消しを行うことができる。

2. 入力者

税関*¹、航空会社、通関業*¹、機用品業、混載業*¹、保税蔵置場

（*1）他所蔵置許可貨物の搬出の場合のみ

3. 制限事項

1業務で入力可能なAWB件数は、最大12件とする。

4. 入力条件

(1) OUT11業務の場合

(A) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

なし。

(C) 保税運送申告DBチェック

①入力された保税運送申告番号、個別運送管理番号、特定保税運送番号、または移動情報番号（以降、保税運送申告番号等という。）に対する保税運送申告情報が保税運送申告DBに存在すること。

②運送種別が一般運送、総合保税地域内運送、または検疫の経由運送であること。

③保税運送承認済であること。

④「保税運送申告（承認）変更（COT）」業務により訂正が行われた場合は、訂正承認済であること。

⑤COT業務または「保税運送申告審査終了（CET）」業務により取消しが行われていないこと。

⑥発送場所が他所蔵置場所以外の場合、入力者は保税蔵置場、航空会社、機用品業のいずれかで、かつ入力者が管理する保税蔵置場であること。

(D) 輸入貨物情報DBチェック

保税運送申告DBに以下の全ての条件を満たすAWB番号が1件以上存在すること。

①輸入貨物情報DBに存在すること。

②搬出済みでないこと。

③発送場所が他所蔵置場所の場合、以下のいずれかの条件を満たすこと。

・入力者が税関であること。

・入力者が税関以外の場合、他所蔵置許可申請者であること。

(2) OUT業務の場合

(A) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が税関の場合は、他所蔵置場所に蔵置されていること。

③入力者が税関以外の場合で、他所蔵置場所からの搬出の場合は、他所蔵置許可申請者であること

と。

④入力者が保税蔵置場、航空会社、機用品業で保税蔵置場からの搬出の場合は、入力者が管理する保税蔵置場に蔵置されていること。

⑤入力者の管理する保税蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されていないこと。

(B) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(C) 輸入貨物情報DBチェック

(a) 搬出確認情報登録の場合

<A>入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。

蔵置総個数が存在すること。

<C>「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親の場合は除く。

<D>搬出元の保税蔵置場に蔵置されている貨物に対して、税関届出を必要とする事故情報がある場合は、「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により事故確認が行われていること。

<E>到着即時輸入申告扱いで輸入許可となった貨物で、到着個数の合計が許可個数に満たない場合は、スプリット情報仕分けの仕分け子であること。

<F>以下のいずれかの搬出条件を満たすこと。

①「保税運送申告（一般）（OLT）」業務を行い保税運送承認されている、OLT業務により包括保税運送承認に係る個別運送または特定保税運送の対象となっている、または「貨物移動情報登録（KAM）」業務により総合保税地域内における貨物移動登録が行われていること。ただし、保税運送承認後の訂正を行った場合は、訂正後の承認がされていること。

②輸入申告等の許可・承認が行われていること。^{*2}

③「機用品蔵入承認申請（CTC）」業務により機用品蔵入承認（運送兼用）がされていること。

④「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により以下のいずれかの登録が行われていること。

「廃棄届受理」

「滅却承認」

「税関内収容」

「保税運送承認」

「登録情報削除承認」

⑤「許可・承認等情報登録（輸入通関）（PAI）」業務により許可・承認登録が行われていること。^{*2}

⑥「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務により以下のいずれかの登録が行われていること。

「外貨機用品積込承認（個別）」

「外貨船用品積込承認」

「別送品輸入許可」

(^{*2}) 入力者の管理する保税蔵置場が本業務を不要として登録されている場合は、エラーとする。ただし、輸入申告等の許可・承認の場合で、運送兼用の場合はエラーとしない。

<G>「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。

＜H＞「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せされた仕合せ親でないこと。

＜I＞PCH業務により以下の登録が行われていないこと。

「現場収容」

「貨物の移動差止」（「保税運送申告審査終了（CET）」業務でSTP搬出承認の旨が入力された場合を除く）

「貨物手作業移行」

「亡失届受理」

＜J＞貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

（b）搬出確認情報取消しの場合

＜A＞入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。

＜B＞本業務により搬出確認がされていること。

＜C＞保税運送承認された貨物、包括保税運送承認に係る個別運送情報の登録がされた貨物、特定保税運送情報の登録がされた貨物、または貨物移動情報の登録がされた貨物の場合は、運送先において「搬入確認登録（システム対象内保税運送）（BIN）」業務または「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務が行われていないこと。

＜D＞到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の本申告起動がされていないこと。

5. 処理内容

（1）OUT11業務の場合

（A）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（B）AWB情報抽出処理

前述のチェック条件に合致するAWB番号を抽出する。

（C）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（D）注意喚起メッセージ出力処理

登録を行うには再送信が必要な旨を注意喚起メッセージとして出力する。

（2）OUT業務の場合

（A）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（B）蔵置料計算処理

別紙L03「蔵置料計算処理」を参照。

（C）輸入貨物情報DB処理

（a）搬出確認情報登録の場合

＜A＞蔵置総個数を減算する。

＜B＞搬出年月日及び搬出時刻を登録する。

＜C＞以下の場合を除いて、削除表示を設定する。

- ・ 運送先がシステム内である（併せ運送を除く）
- ・ 保税運送承認（包括保税運送承認に係る個別運送または特定保税運送を除く）でかつ運送先がシステム外である
- ・ 機用品蔵入承認である

<D> 以下の場合、運送中表示を設定する。

- ・ 運送先がシステム内である（併せ運送を除く）
- ・ 保税運送承認（包括保税運送承認に係る個別運送または特定保税運送を除く）でかつ運送先がシステム外である
- ・ 機用品蔵入承認である

<E> 本申告自動起動処理

（ア）AWBの自動起動

到着即時輸入申告扱いの予備申告（航空貨物の集積場所で貨物を引き取る場合）（S申告）の登録がされていて、以下の条件を満たした場合は、入力されたAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入・展示等承認申請）が起動される。

- ① スプリット貨物でないこと。
- ② 通関予定蔵置場所と搬出先の保税蔵置場が同一であること。

（イ）HAWBの自動起動

AWBに混載貨物の旨の登録がある場合は、前述のAWBの自動起動の条件を満たし、「HAWB情報登録（輸入）（HCHO1）」業務が本業務以前に行われた場合に、配下のHAWBに対する本申告（輸入申告、蔵入・移入・総保入・展示等承認申請）が自動起動される。

ただし、入力されたAWBに「ULD引取情報登録（UDA）」業務実施済みの旨が登録されている場合は、配下のHAWBに対して予備申告（本申告自動起動）（Z申告）を行う旨に変更する。

（b）搬出確認情報取消しの場合

- ① 搬出した旨を取り消す。
- ② 削除表示を取り消す。

（D）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（E）注意喚起メッセージ出力処理

（a）以下のすべての条件に合致し、入力された搬出時刻が登録されている突合時刻より過去の時刻である場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。なお、発送地に対し、複数の到着便情報が登録されている貨物の場合は、登録されている突合時刻の中で最も古い突合時刻より過去の時刻である場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ・ 発送地に対する搬入情報が登録されていない。
- ・ 入力された搬出年月日が、登録されている突合年月日と同日である。
- ・ 搬出時刻が入力されている。
- ・ 突合時刻が登録されている。

（b）以下のすべての条件に合致し、入力された搬出時刻が登録されている搬入時刻より過去の時刻である場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。なお、発送地に対し、複数の搬入情報が登録されている貨物の場合は、登録されている搬入時刻の中で最も古い搬入時刻より過去の時刻である場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

- ・ 発送地に対する搬入情報が登録されている。
- ・ 入力された搬出年月日が、登録されている搬入年月日と同日である。
- ・ 搬出時刻が入力されている。
- ・ 搬入時刻が登録されている。

6. 出力情報

(1) O U T 1 1 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（一般）呼出し結果情報	なし	入力者

(2) O U T 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬出確認登録（一般）結果情報	なし	入力者
搬出情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 登録である (2) システムに搬出情報を出力する旨が登録されている	入力者
請求書・領収書・計算書情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 登録である (2) システムに請求書・領収書・計算書情報を出力する旨の登録がされている (3) U L Dでない (4) 蔵置料計算処理結果がゼロでない ただし、ゼロの請求書・領収書・計算書情報を出力する旨の登録がされている場合は除く (5) 検疫の経由運送またはP C H業務による保税運送承認の場合で発送場所と運送先が同一でない。	入力者
搬送指示情報（輸入）A	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 登録である (2) システムに搬送指示情報を出力する旨の登録がされている (3) R S V業務により搬送指示情報作成済の旨が登録されていない (4) 他所蔵置場所からの搬出でない	入力者
搬出依頼情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 登録である (2) システムに搬出依頼情報を作成する旨の登録がされている	入力者
他所蔵置搬出確認情報（輸入）	他所蔵置場所からの搬出を行った場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）
他所蔵置搬出取消確認情報（輸入）	他所蔵置場所からの搬出取消しを行った場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

U D A業務実施済みの旨が登録されているAWBの場合は、U L Dインタクト貨物及びバラ貨物それぞれに対し蔵置料計算処理を行う。